

入 札 条 件 書

品 名	ドラフトチャンバー
仕 様 等	別紙仕様書のとおり
応 札 物 品	全ての応札希望者は、事前に別添「応札物品承認申請書」を提出し、応札しようとしている物品について承認を得る必要があります。 令和7年6月6日（金曜日）までに、上記仕様を満たしていることが分かる応札仕様書・カタログ等を添付の上、下記担当者あてに「応札物品承認申請書」を提出し承認を受けてください。 工業技術センター 担当：平井 TEL：0952-30-8163 応札希望者は、必ず「応札物品承認申請書」を提出する必要があります。
そ の 他	納品に係る全ての費用を含む。 納品は納品前に数の確認を行い、指定の場所に搬入し据付け、外観検査及び動作確認を行うこと。 アフターケアを迅速に行うこと。 この条件書に記載のない事項又は疑義のある事項については、発注者と受注者が協議して解決するものとする。 落札決定後は、下記担当者と打ち合わせの上納品すること。 工業技術センター 担当：平井 TEL：0952-30-8163
数 量	ドラフトチャンバー本体（排気ファンを含む） 1 台、乾式スクラバー 1 台
納 品 期 限	令和 7 年 1 1 月 2 8 日（金曜日）
納 品 場 所	工業技術センター（佐賀市鍋島町八戸溝 1 1 4）
保 証 期 間	納品後 1 2 か月以上 無償保証期間終了時に制度検査を実施し、納入時の制度を保証すること。 無償保証期間終了時において、明らかにメーカー側にその責が認められる故障が発生した場合は、直ちに対策を講じること。
入 札 保 証 金	佐賀県財務規則第 103 条第 3 項第 2 号により免除
契 約 保 証 金	佐賀県財務規則第 115 条第 3 項第 3 号により免除
そ の 他	入札に当たっては、『物品購入等の入札に係る注意事項』を必読すること。 ※掲載箇所 県ホームページ＞しごと・産業＞入札・補助金・公募事業＞入札＞入札（物品調達）＞物品調達（総務事務センター）＞物品購入等の入札に係る注意事項について 入札金額が入札書比較価格（税抜の予定価格）以下で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。 入札金額は、消費税及び地方消費税を除いた額とする。 契約金額は、落札価格に 100 分の 110 を乗じて得た金額とする。（円未満の端数は切り捨てるものとする。） 入札当日、入札者の本人確認できるもの（運転免許証、健康保険証等）を持参すること。 佐賀県財務規則による。